

(事前審査方式・Ⅱ型・混合)

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

本案件は電子入札案件であり、ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した入札を実施するものである。

本案件は、施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価の高い入札者を落札者とする「総合評価落札方式Ⅱ型」により執行する。

令和8年10月14日

前橋市公営企業管理者 膽 熊 桂 二

1 入札対象案件		
(1) 契約事務案件番号	5081011165	
(2) 件名	敷島浄水場 配水ポンプ棟新築建築工事（施更第2号）	
	債務負担案件	該当
	再度公告案件	非該当
(3) 履行場所	前橋市敷島町23番2ほか	
(4) 概要	配水ポンプ棟 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上2階建 建築面積1106.00㎡、延べ面積1822.87㎡	
(5) 履行期間	令和8年12月9日から 令和10年3月15日まで	
	フレックス工期	非該当
	週休2日制現場	該当（詳細は設計図書による）
(6) 予定価格（税抜き）	金 742,140,000 円	
	調査基準価格及び失格基準価格	有
(7) 入札保証金	免除	
(8) 契約保証金	要（請負代金額の10分の1以上）	
(9) 前金払	有	
(10) 部分払	無	
(11) 債務負担時の支払限度額等	各会計年度における請負代金額の支払限度額は次のとおりとする。 令和8年度 支払限度額 40%（出来高予定額 約5%） 令和9年度 支払限度額 残額（出来高予定額 残額）	
(12) 建設リサイクル法	該当	
(13) 議会の議決に付すべき契約	－	
(14) 設計業務等の受注者	(株) 日水コン（東京都新宿区西新宿6-22-1）	
2 入札に参加する者に必要な資格		
(1) 入札参加形態	単体又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。なお、単体として参加する者は、本工事に参加する共同企業体の構成員になることはできない。共同企業体の構成員として参加する者は他の共同企業体の構成員となることはできない。 共同企業体として参加する者は、下記の結成要件をすべて満たす者であること。 ア 共同企業体の結成は自主結成とし、構成員数は2者（代表者と代表者以外の構成員1者）とする。 イ 共同企業体の名称は「企業名・企業名 敷島浄水場 配水ポンプ棟	

	新築建築工事（施更第2号） 特定建設工事共同企業体」とする。 ウ 構成員の出資比率は30%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大とする。 エ 代表者は、最大の施工能力を有するものとする。		
(2) 建設業の許可	単体の場合	建築工事業	特定
	共同企業体の場合	代表者	建築工事業
		代表者以外の構成員	建築工事業
	公告日時点において、上記要件を満たす者であること。		
(3) 資格者名簿への登録	単体の場合	建築一式工事	
	共同企業体の場合	代表者	建築一式工事
		代表者以外の構成員	建築一式工事
	公告日時点において、令和8・9年度の前橋市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に上記業種で登録されている者であること。		
(4) 等級	単体の場合	A	
	共同企業体の場合	代表者	A
		代表者以外の構成員	A
	公告日時点において、上記要件を満たす者であること。		
(5) 所在地	単体の場合	前橋市内に建設業法に基づく本店を有する者であること。（前橋市外に建設業法に基づく本店を有する者については、令和7年前橋市告示607号に定める手続きに基づく市内事業者認定を受けている者であること。）	
	共同企業体の場合	代表者	前橋市内に建設業法に基づく本店を有する者であること。（前橋市外に建設業法に基づく本店を有する者については、令和7年前橋市告示607号に定める手続きに基づく市内事業者認定を受けている者であること。）
		代表者以外の構成員	前橋市内に建設業法に基づく本店を有する者であること。（前橋市外に建設業法に基づく本店を有する者については、令和7年前橋市告示607号に定める手続きに基づく市内事業者認定を受けている者であること。）
	公告日時点において、上記要件を満たす者であること。		
(6) 履行実績等	単体の場合	平成28年度以降において、元請として、完成、引渡しが完了した、次に掲げる建築一式工事の施工実績があること。（共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。） 工事種別：新築、増築、改築又は大規模改修 構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積：900㎡以上（当該工事部分の面積） 契約金額：4億円以上（共同企業体の構成員としての契約金額は自社の出資比を乗じた金額）	
	共同企業体の場合	代表者	平成28年度以降において、元請として、完成、引渡しが完了した、次に掲げる建築一式工事の施工実績

			があること。(共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。) 工事種別：新築、増築、改築又は大規模改修 構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 延べ面積：900m²以上(当該工事部分の面積) 契約金額：4億円以上(共同企業体の構成員としての契約金額は自社の出資比を乗じた金額)
		代表者以外の構成員	実績を求めない。
	公告日時点において、上記要件を満たす者であること。		
(7) 現場代理人	単体の場合 共同企業体の場合 (共通)	開札日時点において、3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置できる者であること。	
(8) 主任技術者等	単体の場合 共同企業体の場合 (共通)	入札参加申請日時点において、3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を建設業法第26条の規定に基づき配置できる者であること。	
(9) 他の一般競争入札等に参加している場合の取扱い	分割工事(業務)の設定		無
	-		
	分割対象案件(発注済・同日公告同日開札(開札順)、発注予定等)		
	一抜け方式の設定		無
	-		
	決定順位・工事名等		
(10) その他の参加資格	ア 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者又は同条第2項各号の規定に基づく本市への入札参加の制限を受けていない者であること。 イ 前橋市暴力団排除条例(平成23年前橋市条例第38号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。 ウ 入札参加申請の日から契約締結日までの期間に前橋市指名停止措置要綱(平成6年3月29日伺定め。以下「指名停止措置要綱」という。)第2条又は前橋市水道局暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止措置を受けている者でないこと。 エ 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、次のいずれにも関連がある者でないこと。 (ア) 親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者 (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている者 (ウ) 上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者 オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者(会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争入札参加資格の再認定を受けている者。)であること。		

	カ 再度公告案件の場合にあつては、初度の入札で無効又は失格となつた者でないこと。 キ 建設業法第27条の23の規定により経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評価値の通知（当該工事に係る請負契約を締結する予定の日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に発せられたものに限る。）を有している者であること。 ク 設計業務等の受注者でないこと又は1（14）に掲げる設計業務等の受注者と資本若しくは人事面において次のいずれにも関連がある者でないこと。 （ア）設計業務等の受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 （イ）建設業者の代表権を有する役員が、1（14）に掲げる設計業務等の受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者公告日時点において、上記要件を満たす者であること。
3 総合評価に関する事項	
(1) 総合評価点の算定方法	総合評価は、入札者の入札価格に基づいて算定した「価格点」と入札者が提出した評価項目算定資料（以下「評価資料」という。）から施工能力等を算定した「価格以外の評価点」を加算した総合評価点をもつて行う。 総合評価点＝価格点（最大70点）＋価格以外の評価点（最大30点）
(2) 価格点の算定方法	価格点＝配点（70点）×最低価格／入札価格 〔小数点以下第4位を四捨五入〕
(3) 価格以外の評価点の算定方法	価格以外の評価点は、次に掲げる評価資料から評価項目及び評価基準に基づき算定した評価点の合計とする。 複数の技術者を配置予定技術者として入札参加申請した場合、技術者に係る評価資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。この場合、配置予定技術者の評価点は、配置予定技術者に係る評価点の合計が最も低い者をもつて算定する。 共同企業体の評価点は、価格以外の評価点は構成員ごとに算定した評価点の合計に出資比率を乗じて得た点数の合計とし、地元企業活用計画書は共同企業体の代表者のみが提出するものとする。 ア 総合評価方式における評価項目算定資料の提出について（様式第1号） イ 企業工事成績対象工事一覧（様式第2号） ウ 施工実績評価資料（様式第3号） エ ISO及びエコアクション21取得評価資料（様式第4号） オ 指名停止評価資料（様式第5号） カ 若手・女性人材活用計画書（様式第6号） キ 本店、支店及び営業所評価資料（様式第7号） ク 地元企業活用計画書（様式第8号） ケ 技術者雇用評価資料（様式第9号） コ 地域防災力評価資料（様式第10号） サ 配置予定技術者工事成績対象工事一覧（様式第11号） シ 配置予定技術者施工実績評価資料（様式第12号） ス 配置予定技術者継続教育評価資料（様式第13号）
(4) 価格以外の評価内容の確保	ア 評価資料に虚偽記載等明らかに悪質な行為があつた場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を行う。 イ 若手・女性人材計画書又は地元企業活用計画書に記載された内容が達成されなかった場合は、前橋市工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において減点する。
(5) 入札結果の公表	入札結果及び総合評価に関する審査結果は、前橋市水道局建設工事等の発注見通し等の公表に関する要綱に基づき公表する。
4 入札手続き等	

(1) 設計書等の配布	電子入札システムから配布する。	
(2) 入札参加の申請方法	申請区分に応じ、次のとおり申請書類A及び申請書類B（以下「申請書類等」という。）を添付し、電子入札システムにより申請すること。 単体の場合は申請書類Aのみを添付すること。 共同企業体の場合は申請書類Aに加え、申請書類Bをあわせて添付すること。この場合において、総合評定通知書の写し、建設業許可通知書の写し及び建設業許可申請書の写し、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明するもの、関連業者報告書はすべての構成員について提出すること。 なお、申請書類等は、1つのフォルダ内にまとめてZip形式に圧縮することとし、提出する電子ファイルの容量が3MBを超える場合は4(6)入札担当部署まで連絡すること。 【申請書類A】 ア 入札参加申請書兼誓約書（様式第1号） イ 総合評定通知書の写し（建設業法施行規則第19条の9、第21条の4関係 様式第25号の15）（入札参加資格審査書類提出時点で有効かつ最新のもの） ウ 建設業許可通知書の写し（最新のもの） エ 施工実績を証明する工事請負契約書の写し等 ※ 契約書の写しは、工事名・金額・工期・発注者・受注者・工事内容の確認ができる部分のみでよい。当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（以下「CORINS」という。）」に登録されている場合は、契約書の写しに代えて同システムの打ち出し帳票の写しでもよい。ただし、CORINS登録の内容で施工実績の条件が確認できない場合は、図面等の写しも一緒に添付すること。 オ 配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明するもの ※ 配置予定技術者は、複数の技術者を候補とすることができる。 カ 建設業許可申請書の写し（営業所技術者等一覧表又は専任技術者一覧表）（建設業法施行規則第2条関係 様式第1号 別紙4）（最新のもの） キ 建設業許可申請書の写し（常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書）（建設業法施行規則第3条関係 様式第7号）（最新のもの） ク 関連業者報告書（様式第3号の3）（前橋市内に本店を有する者（前橋市外に本店を有する者については、令和7年前橋市告示607号に定める手続きに基づく市内事業者認定を受けている者）は提出不要） 【申請書類B】 ケ 共同企業体入札参加資格審査に係るもの (ア) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書 (イ) 特定建設工事共同企業体協定書（甲） (ウ) 委任状	
(3) 入札公告又は設計書等に対する質問方法	ア 電子入札システム内の説明要求内容欄に質問内容を入力することとし、「添付資料追加」機能は使用しないこと。なお、題名、説明要求内容等に入札参加者名を特定できる記載がある質問には回答しない。 イ 入札公告に対する質問と設計書等に対する質問は、それぞれ別の質問として登録すること。	
(4) 質問に対する回答書の閲覧方法	電子入札システムにより閲覧すること。	
(5) 入札書、工事費（業務費）内訳書及び評価資料の提出方法	入札書及び工事費（業務費）内訳書	入札書に工事費（業務費）内訳書を添付し、電子入札システムにより提出すること。
	評価資料	3(3)に掲げる資料を前橋市電子申請システム(LoGoフォーム)により提出すること。 (https://logofrm.jp/f/nPNW1)

		評価資料の一部若しくは全部を提出しない者又は提出した評価資料に記名押印をしない者（押印を省略した場合にあって「発行責任者及び担当者」の氏名及び電話番号の記載をしない者）のした入札は、無効とする。資料は1つのフォルダ内にまとめ、Zip形式に圧縮すること。なお、提出する電子ファイルの容量が10MBを超える場合は4(6)入札担当部署まで連絡すること。			
(6) 入札担当部署 (問い合わせ先)	前橋市水道局経営企画課（前橋市契約監理課内） 前橋市大手町二丁目12番1号 市役所本庁舎3階 電話 027-898-6288（ダイヤルイン） メールアドレス shinsa-k@city.maebashi.gunma.jp				
5 入札日程等					
(1) 設計書等の閲覧開始日	公告日				
(2) 入札参加の申請期間	公告日から 令和8年10月26日(月) 16時00分まで				
(3) 入札公告又は設計書等に対する質問期間	公告日から 令和8年11月4日(水) 16時00分まで				
(4) 質問に対する回答書の閲覧開始日	令和8年11月6日(金)				
(5) 入札参加資格確認結果通知書の通知日	令和8年11月2日(月)				
(6) 入札書、工事費（業務費）内訳書及び評価資料の提出期間	令和8年11月11日(水)		10時00分から		
	令和8年11月13日(金)		12時00分まで		
	入札回数	1回	工事費（業務費）内訳書	有	
(7) 開札日時	令和8年11月20日(金) 9時30分				
(8) 落札決定日（予定）	令和8年11月24日(火)				
(9) 契約締結日（予定）	令和8年12月4日(金)				
6 入札時の注意事項					
(1) 独占禁止法の遵守	入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為をしないこと。				
(2) 入札書に記載する金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。				
(3) 工事費（業務費）内訳書	工事費（業務費）内訳書は、工事費（業務費）内訳資料と同項目とし、記載内容については数量、単価、金額等を明らかにしたものであること。				
(4) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。 ア 本競争入札に参加するために必要な資格のない者の入札 イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札 ウ 同一事項に対し2以上の入札をした者の入札 エ 入札に際し不正行為のあった者の入札 オ 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札 カ 工事費（業務費）内訳書が建設工事等入札心得（令和7年11月6日何定め）別表各号に該当する入札 キ その他入札に関する条件に違反した者の入札 なお、刑法、独占禁止法等の規定に抵触する行為をしない旨の誓約書を提出しない者のした入札は、上記キに該当する。また、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、落札決定時において入札参加資格のない者が行った入札は上記アに該当する。				

(5) その他	ア 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回は、認めない。 イ 入札参加者は、入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。
7 落札者の決定	
(1) 落札者の決定	ア 総合評価点の最も高い者を落札者とする。 イ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	
(1) 苦情申立書及び提出方法	入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求める場合は、入札参加資格確認結果通知を行った日の翌日から起算して3日以内（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）に規定する、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの日（以下「休日」という。）を除く。）に入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に関する苦情処理要領（平成19年7月24日何定め。以下「苦情処理要領」という。）で定める苦情申立書（様式第1号）を4(6)入札担当部署に持参により提出すること。
(2) 苦情申立書に対する回答方法	苦情処理要領で定める苦情申立回答書（様式第2号）により、苦情申立書の提出期限の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に回答する。
9 その他	
(1) 電子入札システムによる手続きは、電子入札システム利用時間内（休日を除く、平日の9時から20時の間）に行うこと。 (2) 4(6)入札担当部署へ提出書類を持参する場合は、休日を除く、平日の9時から17時までの間に行うこと。 (3) 現場説明会は、開催しない。 (4) 申請書、工事費（業務費）内訳書及び評価資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 (5) 申請書、工事費（業務費）内訳書及び評価資料の差し替え又は再提出は認めない。 (6) 提出された申請書、工事費（業務費）内訳書及び評価資料は、返却しない。 (7) 提出された申請書、工事費（業務費）内訳書及び評価資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。 (8) 申請書、工事費（業務費）内訳書及び評価資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要綱に基づく指名停止を行う。 (9) 前橋市水道局建設工事等電子入札運用基準の規定により、発注者の判断において、電子入札から紙入札へ切り替える場合がある。 (10) 入札参加者は、建設工事等入札心得（令和7年11月6日何定め）を熟読し、これを遵守すること。 (11) フレックス工期により実施する工事等の取扱いは、次のとおりとする。 ア 落札者が設定した契約期間に基づく契約により増加する経費は、落札者の負担とする。 イ 契約期間の始期日の前日までは、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事等に着手してはならない。 ウ 契約期間の始期日の前日までは、当該工事現場の管理は市の責任において行う。 エ 契約期間の始期日の前日までは、現場代理人及び主任技術者等を配置することを要しない。 (12) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、4(6)入札担当部署に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。	

評価項目及び評価基準

区分	評価項目	配点	評価基準	評価点	備考（添付資料等）
企業関係評価項目	1 企業工事成績評定 ・当該年度の前4年度における本市発注（水道局発注を含む。）の対象工種の工事成績評定点の平均値（その値に小数点以下第3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）により評価する。	3.0点	80点以上	3.0点	- 評価項目算定資料には、工事成績評定結果の通知されたすべての工事（特定建設工事共同企業体の構成員としてのものを含む。）について記載すること。 - 対象となる評定点が無い場合は平均値を65点とみなす。
			65点超80点未満	$(\text{平均値}-65) \times 3.0 / 15\text{点}$	
			65点	0点	
			65点未満	$(\text{平均値}-65) \times 3.0 / 15\text{点}$	
	2 企業の優良工事の受賞 ・当該年度及び当該年度前3年度における本市発注（水道局発注を含む。）の対象工種の優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。	3.0点	表彰有り	表彰回数 $\times 1.0\text{点}$ 〔最大3.0点〕	本評価項目における優良建設工事表彰とは、前橋市優良建設業者表彰要綱（平成6年3月25日伺定め）第3条第1項に規定する表彰をいう。
			無し	0点	
	3 企業の施工実績 ・公告日時点において評価対象工事を施工した実績により評価する。	2.0点	4年以内の実績有り	2.0点	- CORINS登録の工事は、評価項目算定資料にCORINS登録番号を記載すること。CORINS登録の内容で評価対象工事の条件が確認できない場合は、図面等の写しを添付すること。 - CORINS登録以外の工事は、評価対象工事の条件が確認できる契約書、図面等の写しを添付すること。
			4年を超える実績有り	1.0点	
			実績無し	0点	
	4 ISO等の認証取得 ・公告日時点において有効な、ISO9001、ISO14001及びエコアクション21の認証取得の有無により評価する。	2.0点	ISO9001、ISO14001双方を取得	2.0点	評価項目算定資料には、本店又は委任を受けた営業所で認定を受けた対象工事の業種に該当する認証のみを記載すること。
			ISO9001、エコアクション21双方を取得	1.5点	

			ISO9001、ISO14001のいずれかを取得	1.0点	- 登録証、付属書がある場合は付属書の写しを添付すること（認定範囲、日付等が確認できること）。 - 日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を添付すること。（認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、日本語訳を作成すること。）
			エコアクション21を取得	0.5点	
			無し	0点	
	5 指名停止の状況 ・当該年度及び当該年度前4年度における本市からの指名停止の有無により評価する。	0点	指名停止有り	指名停止日数× －0.1点 〔最大－3.0点〕	評価項目算定資料には、指名停止通知書に記載のある内容を記入すること。
			無し	0点	
	6 若手・女性人材活用計画 ・公告日時点において40歳未満の技術者（若手技術者）又は女性技術者を現場代理人、主任技術者又は担当技術者として常駐又は専任で配置する場合に評価する。	2.0点	若手かつ女性技術者の活用有り	2.0点	- 現場代理人又は担当技術者は、開札日時点において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある対象工種に対応する2級施工管理技士補以上の資格を有する者とする。 - 担当技術者は、契約工期中に継続して工程管理、品質管理、安全管理、施工上の課題への対応及び発注者との協議に係る資料作成等の技術的業務に従事する者を評価する。 - 年齢、資格を証明する書類の写し、女性にあつては女性を証明する書類の写しを添付すること。 - 受注者の提出した若手・女性活用計画が達成されなかった場合は、工事成績評定点の減点を行うものとする。
			若手技術者又は女性技術者の活用有り	1.0点	
			活用無し	0点	
	7 地域内における本支店、営業所等の有無 ・公告日時点において本市内の営業拠点の有無により評価する。	1.0点	本店有り	1.0点	- 評価項目算定資料には、公告日時点における本店、支店又は営業所の所在地について記載すること。 - 支店又は営業所については、建設業法第七条に該当する委任営業所で市内又は県内のものを評価す
			支店、営業所有り	0.5点	
	社会的条件				

関係評価項目			拠点無し	0点	る。
	8 地元企業の活用計画 ・地元企業の活用率で評価する。 ・地元企業の活用率は次の算式によって算定し、小数点以下は切り捨てとする。 《算式》 地元企業の活用率＝（地元企業による 施工金額及び地元企業からの資 材調達金額の合計／元請金額）× 100	3.0点	90%以上	3.0点	・本項目における地元企業とは、本市に法人市民税の納税義務を有し、かつ、本市内に本店、支店、営業所若しくは工場等を有している法人又は本市に市県民税の納税義務を有する個人事業主とする。 ・一部を地元以外の企業が施工する場合は、相当する施工金額を控除する。ただし、地元以外の企業が更にその一部を地元企業に施工又は地元企業から資材調達を行う場合にあっては、それに相当する金額を地元企業の活用とする。 ・地元企業を活用する場合にあっては、市税証明書の写しの提出を求めることがある。 ・工事完成時の地元企業の活用率が、受注者の提出した地元企業の活用率の評価基準の範囲の下限を下回った場合は、工事成績評定点の減点を行うものとする。 ・特定建設工事共同企業体の場合にあっては、代表者が提出すること（代表者以外の構成員は提出不要）。
			70%以上90%未満	2.0点	
			50%以上70%未満	1.0点	
			50%未満	0点	
	9 技術者の雇用（技術職員数） ・公告日時点において経営事項審査に係る総合評定通知書に記載されている技術職員数により評価する。 ・技術職員数は次の算式により算定する。 《算式》	1.0点	50人以上	1.0点	
			20人以上50人未満	0.5点	

	技術職員数＝技術職員数欄における 一級の合計欄の数値＋監理補佐の 合計欄の数値＋基幹の合計欄の数 値＋二級の合計欄の数値＋その他 の合計欄の数値		20人未満	0点	
	1 0 技術者の雇用（新規若年技術職員 確保） ・公告日時点において経営事項審査に係 る総合評定通知書に記載されている 新規若年技術職員の育成及び確保の 該当の有無により評価する。	1.0 点	該当	1.0点	
			非該当	0点	
	1 1 地域防災力 ・当該年度の前2年度における本市が管 理する社会資本の維持修繕に関し、応 急対策又は本市との災害時における 応急対策活動に関する協定を締結し た団体としての活動実績の有無によ り評価する。	1.0 点	3回以上の実績有り	1.0点	・応急対応実績は、当該活動の内容を客観的に証明で きるもの（新聞の写し、写真等）及び本工事の公告 日時点で有効な協定書の写しを添付すること。 ・協会等の代表者が前橋市と締結している協定書の 写しを提出する場合は、申請者が当該協会等に所 属していることが確認できる資料を併せて提出す ること。
			3回未満の実績有り	0.5点	
			実績無し	0点	
技 術 者 関 係 評 価 項 目	1 2 配置予定技術者工事成績評定 ・当該年度の前4年度における主任技術 者又は監理技術者として携わった本 市発注（水道局発注を含む。）の対象 工種の工事成績評定点の平均値（その 値に小数点以下第3位未満の端数があ るときは、これを四捨五入する。）に より評価する。	4.0 点	80点以上	4.0点	・評価項目算定資料には、主任技術者又は監理技術 者として携わった工事成績評定結果の通知された すべての工事（特定建設工事共同企業体としての ものを含む。）について記載すること。 ・対象となる評定点が無い場合は平均値を65点と みなす。
			65点超80点未満	$(\text{平均値}-65) \times 4.0/15\text{点}$	
			65点	0点	
			65点未満	$(\text{平均値}-65) \times 4.0/15\text{点}$	
	1 3 配置予定技術者の優良工事の受 賞 ・当該年度及び当該年度の前3年度にお	3.0 点	有り	表彰回数×1.0点 〔最大3.0点〕	・本評価項目における優良建設工事表彰とは、前橋 市優良建設業者表彰要綱（平成6年3月25日伺 定め）第3条第1項に規定する表彰をいう。

	ける主任技術者又は監理技術者として携わった本市発注（水道局発注を含む。）の対象工種の優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。		無し	0点	
	1 4 配置予定技術者の施工実績 ・公告日時点において主任技術者、監理技術者又は担当技術者として評価対象工事を施工した実績により評価する。	2.0点	4年以内の実績有り	2.0点	・会社間の異動等があった者については、現会社以外での実績も評価対象とする。 ・CORINS 登録の工事は、評価項目算定資料に CORINS 登録番号を記載すること。CORINS 登録の内容で評価対象工事の条件が確認できない場合は、図面等の写しを添付すること。 ・CORINS 登録以外の工事は、評価対象工事の条件が確認できる契約書、図面等の写しを添付すること。
			4年を超える実績有り	1.0点	
			実績無し	0点	
	1 5 配置予定技術者の継続教育 ・当該年度の前2年度における主任技術者又は監理技術者としての所有資格に関する C P D の取り組みを評価する。	2.0点	10単位以上	2.0点	・継続教育（C P D）の評価対象団体は、建設系 C P D 協議会に加盟している団体及び建築 C P D 運営会議に加盟している団体とする。 ・会社間の異動等があった者については、現会社以外での実績も評価対象とする。 ・各所属団体が発行する証明書の写しを添付すること。
			10単位未満	1.0点	
			取り組み無し	0点	

評価項目及び評価基準における対象工種は、次の工種とする。

建築一式工事

評価項目及び評価基準における評価対象工事は、次の条件を満たす工事とする。

平成28年度以降において、元請として、完成、引渡し完了した、次に掲げる対象工種の施工実績があること。（共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

工事種別：新築、増築または改築

構 造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造

延べ面積：1800m²以上（当該工事部分の面積）

契約金額：8億円以上（共同企業体の構成員としての契約金額は自社の出資比率を乗じた金額）

（注）評価資料は、備考欄を確認の上、作成すること。